

【ベルギー】子どもの安楽死の合法化—安楽死の年齢制限の撤廃—

海外立法情報課 服部 有希

* 2014年3月2日に、ベルギーで、世界で初めて安楽死に関する年齢制限を撤廃する法律が制定された。これにより、一定の制限の下で、未成年者の安楽死が可能となった。

1 立法の背景

現在、安楽死を合法化している国は、オランダ、ベルギー及びルクセンブルクの3か国である。ベルギーは、2002年に、安楽死に関する法律（2002年5月28日の法律第37号）（以下「2002年法」）を制定し、安楽死を合法化した。これは、同じく2002年に安楽死を合法化したオランダの法制度に影響を受けたものである。オランダとベルギーの制度の違いは、オランダが12歳以上の未成年者の安楽死も合法であるのに対し、ベルギーは成人である18歳以上の者に限り安楽死を合法化した点である。

ベルギーでは、近年、2002年法の改正を求める法案が多数提出されていた。上院は、2013年1月からこれらの法案の分析を開始し、未成年者の安楽死、神経変性疾患（パーキンソン病等）の患者の安楽死など、いくつかの論点に沿って法案を分類、整理した。このうち、2013年6月に提出された未成年者の安楽死に関する法案の審議が2013年10月に開始された。法案では、安楽死が必要な身体的又は精神的苦痛は、成人に限られる問題ではなく、現行法の年齢制限は恣意的であるとして、2002年法を改正し、年齢制限の撤廃を提案した。同法案は、両院での審議を経て、2014年2月13日に可決され、3月2日に国王の署名を得て、未成年者の安楽死の承認を目的として安楽死に関する2002年5月28日の法律を改正する法律（2014年2月28日の法律第3号）（以下「2014年法」）として成立し、3月22日から施行された。これにより、ベルギーは、世界で初めて安楽死の対象とすることができる者の年齢制限を撤廃した国となった。

2 2002年法における安楽死の要件

今回の改正では、次に見るような、従来の成人の安楽死の制度に変更はなかった。

2002年法第2条は、安楽死を「人の要求に応じて故意にその者の生命を終結させる行為で、第三者が行うもの」と定義している。実際に処置を行うのは、医師である。

安楽死の実施に要する要件は、次のとおりである（第3条§1）。

- ・ 患者が成人（婚姻等により成人とみなされる未成年者を含む）で、行為能力があり、かつ、安楽死の要求時に意識があること。
- ・ 安楽死の要求が自発的で熟慮されており、外部の圧力によるものでないこと。
- ・ 患者が、医学的に手の施しようのない状況にあり、事故又は病気による重篤かつ不治の疾患により、恒常的に耐え難い身体的又は精神的な苦痛があり、その緩和が不可能であること。

安楽死の処置に先立ち、主治医には次の義務が課せられる（第3条§2）。

- ・患者に対しその健康状態、余命、考えうる治療法、対症療法及びその結果等の情報を提供して、患者と協議し、その上で、他に解決手段がないこと及び患者の安楽死の要求が自発的であることを確認すること。
- ・患者と妥当な期間内に数回面談し、その身体的又は精神的な苦痛の持続と安楽死の意思の継続を確認すること。
- ・主治医とも患者とも中立の医師に、疾患の重篤性等について相談すること。
- ・患者と定期的に接触する看護班と患者の安楽死の要求について協議すること。
- ・患者が指名する近親者と患者の安楽死の要求について協議すること。
- ・患者が自ら面会を望む者と安楽死の要求について協議する機会を確保すること。

3 2014年法における未成年者の安楽死の要件

2014年法は、未成年者の安楽死の要件として、正常な判断能力、末期であること、専門家の判断、保護者（法定代理人）の同意等を求めることとした。

まず、未成年者の安楽死の要件として、安楽死の要求の時に意識があることに加えて、患者の正常な判断能力が必要とされる。さらに、患者の受けている苦痛が、近いうちに死をもたらすほどの身体的苦痛でなければならず、適用対象が末期患者に限定された（2014年法第2条による2002年法第3条第1項§1の改正）。

次に、主治医の義務として、未成年者の安楽死について、児童精神医学者又は心理学者に相談することが求められる。相談を受けた者は、カルテを確認し、患者を診察した上で、正常な判断能力を確認し、その証明書を作成する。主治医は、この相談の結果を患者本人及びその法定代理人に通知する。

さらに、主治医は、未成年の患者の法定代理人に、健康状態、余命、考えうる治療法、対症療法及びその結果等に関する情報をすべて提供して、法定代理人と協議することが求められる。その上で、安楽死に対する法定代理人の同意を確認しなければならない（2014年法第2条による2002年法第3条第1項§2の改正）。

参考文献（インターネット情報は2014年3月17日現在である。）

- ・ Loi modifiant la loi du 28 mai 2002 relative à l'euthanasie en vue d'étendre l'euthanasie aux mineurs.
- ・ Philippe Mahoux et al., *Proposition de loi modifiant la loi du 28 mai 2002 relative à l'euthanasie en vue de l'étendre aux mineurs*, Sénat de Belgique, 5-2170/1, 2013.6.26. <<http://www.senate.be/www/webdriver?MItabObj=pdf&MIcolObj=pdf&MInamObj=pdfid&MItypeObj=application/pdf&MIvalObj=83890023>>
- ・ Zakia Khattabi et Els Van Hoof, *Rapport*, Sénat de Belgique, n° 5-2170/4, 4 décembre 2013. <<http://www.senate.be/www/webdriver?MItabObj=pdf&MIcolObj=pdf&MInamObj=pdfid&MItypeObj=application/pdf&MIvalObj=83890649>>
- ・ シリーズ生命倫理学編集委員会編『シリーズ生命倫理学 5 安楽死・尊厳死』丸善出版, 2012.